

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示		
○令和4年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (入札課)	1	ページ
○京都府移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (雇用推進室)	2	
○保安林の指定解除予定 (丹後広域振興局)	3	
公 告		
○国営土地改良事業に係る換地処分 (南丹広域振興局)	〃	

○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (丹後広域振興局)	3
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、中丹西土木事務所)	5
○一般競争入札の実施 (流域下水道事務所)	〃
府 議 会	
○府議会定例会の開閉	8
○意見書	〃

## 告 示

### 京都府告示第1号

令和4年度に契約の締結が見込まれる物品又は役務の調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格等を次のように定めた。

令和4年1月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1 登録種目

##### (1) 物品等

印刷・製本、繊維製品、食料品、機械器具類、車両・船舶類、電気・通信機器類、家具、薬品・理化学機器類、燃料類、図書・教材、文具・事務機器類、楽器・スポーツ用品、写真類、日用雑貨・百貨類、土木建築・農林水産業用資材、古物買受、看板類、警察・保安用品、その他

##### (2) 委託・役務

情報システム開発等、デザイン・制作、運搬・運送、賃貸借、イベント企画・運営、調査・分析、医療・福祉サービス、廃棄物処理、機器等保守点検、ビル管理等、その他

#### 2 競争入札に参加することができない者

当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

#### 3 競争入札参加者の資格

1 営業年度以上の営業実績を有する者で12月以上の営業に係る決算が確定しているもののうち、次の(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

- (1) 競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出するときまでに府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (2) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (3) 申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- 4 申請の時期、方法等
- (1) 申請書の提出時期  
京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）に規定する府の休日を除き、随時に申請書を提出することができるものとする。
- (2) 申請書の配布場所及び提出先  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総務部入札課  
電話番号（075）414-5430
- (3) 提出書類  
申請書及び次に掲げる添付書類
- ア 誓約書
- イ 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書
- ウ 役員等調書
- エ 府税納税証明書
- オ 消費税納税証明書
- カ 営業に許可、認可等が必要な場合は、それを得ていることの証明書又はその写し
- キ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し
- ク 取引使用印鑑届
- ケ 入札に関する権限を委任する場合は、委任状
- コ その他資格審査に当たって知事が特に必要と認めるもの
- (4) 申請書等の作成に用いる言語等
- ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。  
なお、その他の添付書類で外国語で作成されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 添付書類中の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算の上、記載すること。
- (5) 申請書の提出方法  
(2)の提出場所に郵送すること。
- 5 資格審査結果の通知  
競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。
- 6 資格の有効期間等  
資格の有効期間は、5の通知をした日の翌日から令和5年3月31日までとする。
- 7 競争入札参加資格を有する者の取扱い  
令和元年度から令和3年度までにおいて府が発注する物品又は役務の調達に係る競争入札の定例資格審査又は追加資格審査で参加資格を得ている者は、この告示による競争入札参加資格を有するものとし、当該参加資格について、この告示に基づく新たな申請を行う必要はないものとする。ただし、当該参加資格において登録を受けた登録種目と異なる登録種目での参加資

格を得ようとする場合は、この限りでない。

## 8 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定めるところによる。

## 京都府告示第2号

京都府移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年1月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府移住支援事業補助金交付要綱（平成31年京都府告示第165号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第2条中「要綱」を「告示」に改め、同条第2号オ中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改め、同条第3号イ中「期間」の右に「（当該期間以外の期間のうち東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた期間に準じる期間として知事が認める期間があるときは、当該期間に東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた期間を加えた期間）」を加え、同条第4号ア中「法人」を「事業者」に改め、同号イ中「法人」を「事業者」に改め、「又は条件不利地域内」を削り、同条第6号ア中「又は」を「、テレワーク移住又は」に改め、同条同号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) テレワーク移住 移住者がその転入前に就業していた事業者の業務に引き続き従事するときの転入であって、知事が別に定める要件を満たすものをいう。第3条中「前条第6号」を「前条第7号」に改める。第9条中「要綱」を「告示」に改める。

## 附 則

1 この告示は、令和4年1月7日から施行する。

2 この告示による改正後の京都府移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年11月1日以後に同告示第2条第3号の転入をした者について適用し、同日前に同号の転入をした者については、なお従前の例による。

京都府告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和4年1月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 解除予定保安林の所在場所  
京丹後市大宮町谷内小字アミカケ10134の2
- 2 指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、国営土地改良事業（亀岡中部地区（佐伯換地区））に係る換地計画に基づく換地処分をした。

令和4年1月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和4年1月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
安田建設株式会社  
代表取締役 安田 昌司  
与謝郡与謝野町字男山800番地の1
- (2) 林地開発行為の目的  
土石の採掘（真砂土）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域  
与謝郡与謝野町字男山小字尾ヶ谷畑谷3360番ほか（次の図のとおり）
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積

5.5ヘクタール

- (5) 期間
  - ア 林地開発行為を行う期間  
令和4年7月1日から令和7年6月30日まで
  - イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間  
昭和57年10月16日から令和7年6月30日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	与謝野町字男山地内の府道網野岩滝線（次の図のとおり）	場内出入口に設置しているタイヤ洗い場で運搬車両に付着した土砂を落とす。 汚れた場合は、散水車等により清掃を行う。
交通量の増加	〃	運搬車両の台数が1時間当たり10台以上の場合は、通勤時間帯の交通混雑を避けるため、車両の出入時間を午前8時から午後5時までとし、時間帯での台数制限を行う。
濁水の発生	与謝野町字男山地内の男山川（次の図のとおり）	場内の排水経路の下流部に沈砂池を設け、濁水を沈下させた後に場外に排出する。また、機能が低下しないよう、定期的に堆積土砂の除去を行う。
河川水量の増加	〃	場内の排水経路の下流部に調整池を設け、流量調整を行った後に場外に排出する。また、容量が低下しないよう、定期的に堆積土砂の除去を行う。
騒音・振動	開発区域の外側100mの範囲（次の図のとおり）	開発区域の外周に緩衝帯として残置森林を設け、騒音・振動の軽減を図る。 重機、運搬車両等の不要なアイドリングをしない。
粉じんの飛散	〃	開発区域の外周に緩衝帯として残置森林を設け、粉じんの飛散を防止する。

<p>(8) 縦覧場所</p> <p>ア 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課 京丹後市峰山町丹波855番地</p> <p>イ 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町</p> <p>ウ 与謝野町農林課（加悦庁舎） 与謝郡与謝野町字加悦433番地</p> <p>エ 安田建設株式会社 与謝郡与謝野町字男山800番地の1</p> <p>(9) 縦覧期間 令和4年1月7日(金)から令和4年2月7日(月)まで</p> <p>(10) 意見書の提出期間及び提出先</p> <p>ア 提出期間 令和4年1月7日(金)から令和4年2月7日(月)まで</p> <p>イ 提出先 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課</p> <p>(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)</p> <p>2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 安田建設株式会社 代表取締役 安田 昌司 与謝郡与謝野町字男山800番地の1</p> <p>(2) 林地開発行為の目的 土石の採掘（真砂土）</p> <p>(3) 林地開発行為をしようとする区域 与謝郡与謝野町字男山小字李谷1715番ほか（次の図のとおり）</p> <p>(4) 林地開発行為をしようとする区域の面積 2.4ヘクタール</p> <p>(5) 期間</p> <p>ア 林地開発行為を行う期間 令和4年7月13日から令和7年7月12日まで</p> <p>イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間 平成10年2月3日から令和16年7月12日まで</p> <p>(6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無 有</p> <p>(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置</p> <table border="1" data-bbox="156 1821 762 2112"> <thead> <tr> <th>おそれの種類</th> <th>おそれがある範囲</th> <th>おそれを減じるための措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺道路の汚れ</td> <td>与謝野町字男山地内の府道網野岩滝線（次の図のとおり）</td> <td>場内出入口に設置しているタイヤ洗い場で運搬車両に付着した土砂を落とす。 汚れた場合は、散水車等により清掃を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置	周辺道路の汚れ	与謝野町字男山地内の府道網野岩滝線（次の図のとおり）	場内出入口に設置しているタイヤ洗い場で運搬車両に付着した土砂を落とす。 汚れた場合は、散水車等により清掃を行う。	<table border="1"> <tr> <td>交通量の増加</td> <td>与謝野町字男山地内の府道網野岩滝線（次の図のとおり）</td> <td>運搬車両の台数が1時間当たり10台以上の場合は、通勤時間帯の交通混雑を避けるため、車両の出入時間を午前8時から午後5時までとし、時間帯での台数制限を行う。</td> </tr> <tr> <td>濁水の発生</td> <td>与謝野町字男山地内の男山川（次の図のとおり）</td> <td>場内の排水経路の下流部に沈砂機能を兼用した調整池を設け、濁水を沈下させた後に場外に排出する。また、機能が低下しないよう、定期的に堆積土砂の除去を行う。</td> </tr> <tr> <td>河川水量の増加</td> <td>〃</td> <td>場内からの雨水は全て調整池に集水し、放流量を調整して場外に排出する。また、容量が低下しないよう、定期的に堆積土砂の除去を行う。</td> </tr> <tr> <td>騒音・振動</td> <td>開発区域の外側100mの範囲（次の図のとおり）</td> <td>開発区域の外周に緩衝帯として残置森林を設け、騒音・振動の軽減を図る。 重機、運搬車両等の不要なアイドリングをしない。</td> </tr> <tr> <td>粉じんの飛散</td> <td>〃</td> <td>開発区域の外周に緩衝帯として残置森林を設け、粉じんの飛散を防止する。</td> </tr> </table>	交通量の増加	与謝野町字男山地内の府道網野岩滝線（次の図のとおり）	運搬車両の台数が1時間当たり10台以上の場合は、通勤時間帯の交通混雑を避けるため、車両の出入時間を午前8時から午後5時までとし、時間帯での台数制限を行う。	濁水の発生	与謝野町字男山地内の男山川（次の図のとおり）	場内の排水経路の下流部に沈砂機能を兼用した調整池を設け、濁水を沈下させた後に場外に排出する。また、機能が低下しないよう、定期的に堆積土砂の除去を行う。	河川水量の増加	〃	場内からの雨水は全て調整池に集水し、放流量を調整して場外に排出する。また、容量が低下しないよう、定期的に堆積土砂の除去を行う。	騒音・振動	開発区域の外側100mの範囲（次の図のとおり）	開発区域の外周に緩衝帯として残置森林を設け、騒音・振動の軽減を図る。 重機、運搬車両等の不要なアイドリングをしない。	粉じんの飛散	〃	開発区域の外周に緩衝帯として残置森林を設け、粉じんの飛散を防止する。
おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置																				
周辺道路の汚れ	与謝野町字男山地内の府道網野岩滝線（次の図のとおり）	場内出入口に設置しているタイヤ洗い場で運搬車両に付着した土砂を落とす。 汚れた場合は、散水車等により清掃を行う。																				
交通量の増加	与謝野町字男山地内の府道網野岩滝線（次の図のとおり）	運搬車両の台数が1時間当たり10台以上の場合は、通勤時間帯の交通混雑を避けるため、車両の出入時間を午前8時から午後5時までとし、時間帯での台数制限を行う。																				
濁水の発生	与謝野町字男山地内の男山川（次の図のとおり）	場内の排水経路の下流部に沈砂機能を兼用した調整池を設け、濁水を沈下させた後に場外に排出する。また、機能が低下しないよう、定期的に堆積土砂の除去を行う。																				
河川水量の増加	〃	場内からの雨水は全て調整池に集水し、放流量を調整して場外に排出する。また、容量が低下しないよう、定期的に堆積土砂の除去を行う。																				
騒音・振動	開発区域の外側100mの範囲（次の図のとおり）	開発区域の外周に緩衝帯として残置森林を設け、騒音・振動の軽減を図る。 重機、運搬車両等の不要なアイドリングをしない。																				
粉じんの飛散	〃	開発区域の外周に緩衝帯として残置森林を設け、粉じんの飛散を防止する。																				
	<p>(8) 縦覧場所</p> <p>ア 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課 京丹後市峰山町丹波855番地</p> <p>イ 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町</p> <p>ウ 与謝野町農林課（加悦庁舎） 与謝郡与謝野町字加悦433番地</p> <p>エ 安田建設株式会社 与謝郡与謝野町字男山800番地の1</p> <p>(9) 縦覧期間 令和4年1月7日(金)から令和4年2月7日(月)まで</p> <p>(10) 意見書の提出期間及び提出先</p> <p>ア 提出期間 令和4年1月7日(金)から令和4年2月7日(月)まで</p> <p>イ 提出先</p>																					

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地  
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課

(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年1月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
長岡京市奥海印寺北垣外10、11の1、11の2、12の3、13の3  
(関連区域)  
長岡京市奥海印寺北垣外13の2の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
長岡京市奥海印寺門ノ町13  
高橋 和広
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
福知山市字長田小字野臺709の1、709の2、710の1  
(関連区域)  
福知山市字長田小字野臺707の2の一部、709の5、709の6、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
福知山市字荒河小字狭間4の3  
福知山小谷産業株式会社



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和4年1月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達の名称及び数量
    - ア 桂川右岸流域下水道洛西浄化センターで使用する電力調達 一式

- イ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターで使用する電力調達 一式
- ウ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センターで使用する電力調達 一式
- (2) 調達物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 調達施設及び調達期間
  - ア (1)のイに係る調達  
洛西浄化センター  
長岡京市勝竜寺樋ノ口1  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
  - イ (1)のイに係る調達
    - (ア) 木津川上流浄化センター  
相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木97番地  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
    - (イ) 相楽中継ポンプ場  
木津川市相楽高下4番地9  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
  - ウ (1)のウに係る調達
    - (ア) 宮津湾浄化センター  
宮津市字獅子10番地  
令和4年4月9日から令和5年4月8日まで
    - (イ) 獅子崎中継ポンプ場  
宮津市字獅子崎小字大苗代195番4  
令和4年4月8日から令和5年4月7日まで
    - (ウ) 鶴賀中継ポンプ場  
宮津市字鶴賀2158番7  
令和4年4月2日から令和5年4月1日まで
    - (エ) 須津中継ポンプ場  
宮津市字須津小字大藪濱1967番1  
令和4年4月17日から令和5年4月16日まで
    - (オ) 四辻中継ポンプ場  
与謝郡与謝野町字四辻小字青田630番2  
令和4年4月11日から令和5年4月10日まで
    - (カ) 堂谷中継ポンプ場  
与謝郡与謝野町字石川小字桐ヶ鼻41番3  
令和4年4月22日から令和5年4月21日まで
- (4) 契約期間  
契約日からそれぞれの調達期間の末日までを契約期間とする。  
なお、契約日からそれぞれの調達期間の開始日前日までを準備期間とする。
- 2 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総務部入札課  
電話番号 (075) 414-5428  
ファクシミリ番号 (075) 414-5450
  - (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号 (075) 954-1877

(3) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和4年1月7日(金)から令和4年1月18日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間(正午から午後1時までの間を除く。)に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和3年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和3年京都府告示第1号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「燃料類」一小分類「電力」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第6条第1項の規定により、令和3年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。

(6) 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

(7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(3)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者(以下「電子入札者」という。)は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明(当該案件の「案件に参加する」をクリック)をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

(3) 提出書類

提出書類の詳細は、入札説明書による。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認結果については、別途通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
2の(1)に同じ。

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ「特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の随時受付について」(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>)からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和4年1月13日(木)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(5)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府府民環境部エネルギー政策課エネルギー政策係

電話番号 (075) 414-4298

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」(<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo.html>)からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和4年1月13日（木）午後5時  
 なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

## 5 入札手続等

### (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和4年1月26日（水）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和4年1月27日（木）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和4年1月26日（水）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和4年1月27日（木）午前10時15分

### (2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のア、イ又はウのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

### (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア、イ又はウのそれぞれの電力調達一式の総額の金額とし、電力の供給に必要な一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、いったん入札書を電子調達システムにより提出し、又は持参により提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### (7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（紙入札者にとっては、(1)のウの(ア)の場所に提出するまでをいう。）は入札を辞退することができる。この場合、電子入札者は、電子調達システムへの入札辞退届の登録を行うこととし、紙入札者は、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を(1)のウの(ア)の提出先へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

### (8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(9) 落札者の決定方法

京都府流域下水道事業会計規程（平成31年京都府公営企業管理規程第2号）第113条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

6 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

7 契約書作成の要否  
要する。

8 入札保証金  
免除する。

9 違約金  
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金  
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他

- (1) 1から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 令和4年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき電気料金が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。
- (3) 詳細は、入札説明書による。
- (4) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (5) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (6) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することができる。

12 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
  - a. Supply of electricity for Rakusai Wastewater Treatment Plant.
  - b. Supply of electricity for Kizu River Upstream Wastewater Treatment Plant, etc.
  - c. Supply of electricity for Miyazu Bay Wastewater Treatment Plant, etc.
- (2) Bidding method  
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation  
From 8:30 AM on Friday, January 7, 2022 to 5:15 PM on Tuesday, January 18, 2022
- (4) The time, date and place for submission of tender  
From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday, January 26, 2022 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Thursday, January 27, 2022  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by direct delivery or mail  
5:00 PM on Wednesday, January 26, 2022
- (6) The time, date and place for the opening of tender  
10:15 AM on Thursday, January 27, 2022  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice  
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan  
TEL: (075) 414-5428 FAX: (075) 414-5450

府 議 会

- 1 府議会定例会の開閉  
令和3年11月30日に招集された11月府議会定例会は、令和3年12月20日閉会した。
- 2 意見書  
令和3年12月20日次の意見書を可決した。
  - (1) 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書
  - (2) 「職業実践専門課程」を有する専修学校に対する支援に関する意見書